

自動車リサイクル法に係る電子マニフェスト制度について

平成17年1月1日から電子マニフェスト（移動報告）制度が実施されます。引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者の方は使用済自動車の引取り・引渡しに際して、1台ごとにその旨の報告をする義務があります。

この「引取報告」「引渡報告」が一定期間内に行われない場合、次の手順で確認通知や遅延報告が情報処理センターから行われます。

1 引取業者の方は「引取報告」から「引渡報告」まで30日、フロン類回収業者の方は20日、解体業者の方は120日、破碎業者の方は30日を越えた場合

* 情報センターから「引渡報告」がなされていない旨の「確認通知」が届きます。

* さらに10日以内に報告がされない場合は情報センターから川崎市に「遅延報告」がなされ、必要に応じた勧告・命令等が実施されます。

2 「引渡報告」から次の業者の「引渡報告」が5日以内に行われない場合

* 情報センターから引き渡した業者の方に次の業者からの「引取報告」がなされていない旨の「確認通知」が届きます。

* さらに3日以内に報告がされない場合は情報センターから川崎市に「遅延報告」がなされ、必要に応じた勧告・命令等が実施されます。

各事業者の方は「遅延報告」に至らないよう、「確認通知」が届いた際には速やかに状況を確認し対応して下さい。

ただし、合理的事情（*）が存在する場合は、その事情が発生した時点で、川崎市に以下の項目を前もってE-メールで「事前報告」して下さい。その内容の合理性を判断し、遅延の可否等を返信致します。（E-メールの送受信ができない場合は、FAX（044-200-3923）でも結構です。）

* 合理的事情とは

・ 処理の場合の例

- ・ 不可抗力による：自然災害又は事故などによる施設の破損、輸送不能など
- ・ 非意図的な入出荷の変動：年度末などに大量の引取が発生した場合など
- ・ 計画的な更新・修繕のための設備停止によりやむを得ず処理が滞る場合
- ・ リユース推進のために特に必要と認められるもの

・ 運搬の場合の例

自然災害等で輸送手段が確保できない場合

「事前報告」の記載項目

- 1 事業所名、住所、代表者名、電話・ファックス番号、担当者名
- 2 遅延が生じる理由
- 3 処理必要期間(具体的に)
- 4 想定台数、使用済自動車等の車台番号

川崎市では業者の皆様のE-メールアドレスを登録致します。

30haiki@city.kawasaki.jp 宛に

事業者名・登録番号・本店所在地・連絡先・担当部署・担当者名を本文に

「自動車リサイクル法関連業者アドレス登録」を題名にメールの送信をお願いします。